

第 8 5 1 回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成 2 6 年 3 月 1 7 日（月）午後 4 時から

場 所：県行政庁舎 1 6 階 教育委員会会議室

1 出 席 点 呼

2 開 会 宣 言

3 第 8 5 0 回教育委員会会議録の承認について

4 第 8 5 1 回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告

（1）大川小学校事故検証委員会の「検証報告書」等について（義務教育課）

（2）県独自の「学力調査」の計画中止を求める請願への対応について（義務教育課）

6 専決処分報告

（1）第 3 4 6 回宮城県議会議案に対する意見について（総務課）

7 議 事

第 1 号議案 職員の人事について（総務課・教職員課）

第 2 号議案 教育功績者表彰について（総務課）

第 3 号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について（総務課）

第 4 号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について（教職員課）

第 5 号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について（教職員課）

第 6 号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について（教職員課）

第 7 号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について（義務教育課）

第 8 号議案 県立学校の管理に関する規則の一部改正について（高校教育課）

第 9 号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について（文化財保護課）

8 課長報告等

（1）宮城県教育振興基本計画第 2 期アクションプラン（案）について（教育企画室）

（2）宮城県特別支援教育将来構想審議会からの教育環境の整備に係る提言について（特別支援教育室）

（3）平成 2 6 年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る後期選抜の結果について（高校教育課）

（4）平成 2 6 年 3 月高等学校卒業予定者の就職内定状況について（高校教育課）

（5）県有体育施設のネーミングライツの選定結果について（スポーツ健康課）

9 資料（配付のみ）

（1）教育庁関連情報一覧について（総務課）

（2）基本的な生活習慣定着促進のための「社会全体で取り組みたい『ルルブル』運動」について（教育企画室）

（3）第 6 9 回国民体育大会冬季大会の結果について（スポーツ健康課）

10 次回教育委員会の開催日程について

11 閉 会 宣 言

第851回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成26年3月17日(月) 午後4時
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 高橋教育長
- 4 説明のため出席した者
安住教育次長, 熊野教育次長, 大山総務課長, 高橋教育企画室長, 加藤福利課長,
鈴木教職員課長, 鈴木参事兼義務教育課長, 澁谷特別支援教育室長, 山内高校教育課長,
菊田施設整備課長, 松坂スポーツ健康課長, 三浦生涯学習課長, 佐藤文化財保護課長 外

5 開 会 午後4時

6 第850回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第851回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 佐竹委員及び遠藤委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

7 議 事

第1号議案 職員の人事について

第2号議案 教育功績者表彰について

第7号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第9号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について

委 員 長 7 議事の第1号議案, 第2号議案, 第7号議案及び第9号議案については, 非開示
情報等が含まれているため, その審議については秘密会としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

この審議については, 秘密会とする。

なお, 秘密会による審議については, 10の次回教育委員会開催日程の決定後に行う
こととする。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 大川小学校事故検証委員会の「検証報告書」等について

(説明者: 教育長)

大川小学校事故検証委員会の「検証報告書」等について, 御報告申し上げます。

資料は, 1ページ及び別冊「大川小学校事故検証報告の概要」である。

資料1ページを御覧願いたい。前回の定例会で御報告申し上げた検証委員会「最終報告書(案)」について, 1月19日(日)の第9回大川小学校事故検証委員会における議論に加え, 1月26日(日)・2月9日(日)に開催された教職員及び児童御遺族への報告会, さらには, 2月23日(日)に開催された最終報告書の御遺族説明会等において, 多くの御遺族から寄せられた御意見や御要望を委員会として精査・検討した上で修正が加えられ, 最終報告書の完成に至ったものであり, 去る3月1日(土)に石巻市役所において, 検証委員会の室崎委員長から亀山石巻市長に対して, 最終報告書が手交されたところである。

この報告書については, 先に各委員にお配りしたところであるが, その概要について, 別冊「大川小学

校事故検証報告の概要」により御説明申し上げます。

別冊の i ページを御覧願いたい。この資料では、検証報告書の主なポイント等が示されており、第 1 章として事故の概要、第 2 章として事故検証の経過が示され、第 3 章では、事前対策及び事故当日の状況に関する事実情報として「(1) 事前対策に関する情報」と iii ページとなるが、「(2) 当日の状況に関する情報」がまとめられている。

次のページとなるが、第 4 章では、これらの事実情報を踏まえて、事前対策及び事故当日の行動に関する分析が行われており、このページから viii ページにかけて、「(1) 当日の行動に関する分析」と「(2) 事前対策と当日の行動の関連に関する分析」が示されている。また、viii ページ下段から xi ページにかけて、第 5 章では、事後対応について、「(1) 事故後の初期対応」、「(2) 行方不明者の捜索」、「(3) 児童・遺族などへの対応」、「(4) 石巻市教育委員会による事実調査」、「(5) 遺族等への対応」に関する分析と評価が記載されている。

xii ページを御覧願いたい。これらの事実情報の分析と評価に基づき、第 6 章として事故防止や適切な事後対応のための対策に関する提言が 24 項目にわたり示されている。主な内容は資料に記載のとおりであるが、ここでは、学校関係者、国や地方の教育行政機関のみならず、一般行政機関に対しても様々な問題点や課題が指摘されているところである。この検証報告書では、事故の直接的な要因は、避難開始の意思決定が遅く、かつ、避難先を河川堤防付近としたことにあるが、その背後には、学校における防災体制の運営・管理がしっかりとした牽引力をもって進められず、教職員の知識・経験も十分でないなど、学校現場そのものに関わる要因や津波ハザードマップの示し方や避難所指定のあり方、災害時の広報・情報伝達体制等、災害対策について、広く社会全体として抱える要因等、数多くの要因があったと結論付けている。

これらの背後要因は、個別には他の学校現場でも見受けられる防災上の共通した課題であり、大川小学校のみの特殊なものではなく、どの学校でも起こり得る事故であると考えており、今回の検証結果を、同種事故の再発防止のための貴重な教訓として極めて重く受け止めており、危機感をもって、学校防災等の改善に向けた取組を着実に進めてまいる。また、この検証報告を受けて、文部科学省から各都道府県教育委員会等に向けて、3月3日付けで「大川小学校事故検証委員会報告書の送付について」の通知文書が発出されており、県教育委員会としては、3月5日付けで各市町村教育委員会を通じて県内すべての学校に対して通知し、これらの提言への対応の徹底を促したところである。

なお、検証報告書の全文については、義務教育課のウェブサイトにも掲載している。

検証報告書に関しては以上であるが、既に報道されているとおり、3月10日に一部の御遺族から石巻市及び宮城県に対し、国家賠償法に基づく損害賠償を求めて仙台地裁に提訴された。まだ訴状が届いていないため、詳細は確認していないが、その内容を十分に検討し、対応してまいりたいと考えている。

なお、裁判とは別に、御遺族に対しては、これまでどおり誠実に対応してまいる。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐 竹 委 員

「(2) 児童及び教職員遺族への検証報告書説明会」について、2月23日に開催したとのことであるが、その際に参加された方々の反応はどうであったか。

教 育 長

2月23日は、教職員と児童の御遺族に対し、最終報告書の内容等を御説明申し上げた。その際、御遺族からは、検証委員に対する労いの言葉をいただいたり、あるいは、検証自体が不十分であるといった御意見をいただいたりした。特に、児童の御遺族からは、検証がまだまだ不十分であるとの御意見が多く寄せられた。そのようなことも踏まえ、その説明会後に検証委員会にいただいた御意見等をさらに精査し、それらの内容も反映させた上で、3月1日に石巻市に対して提出されたと理解している。

佐 竹 委 員

どのような検証報告書を作成したとしても、御遺族の方々の疑問は残るのであろうし、今後も心が癒える日が来るとは到底思えない。この検証報告書は、細部に渡り、冷静かつ客観的に検証されていると思う。先ほどの教育長の発言にもあったように、この報告書が、大川小学校のみならず、日本全国で災害が発生した場合の対応事例の参考資料として活用していただきたい。今回の検証作業では、多くの課題や問題が浮き彫りと

なり、それに対する適切な提言等もなされていると思う。その一方、御遺族の皆様や被災された児童生徒の皆さんに対しては、手厚いケアを今後ともお願いしたい。このような形で検証報告書として取りまとめいただいたが、学校現場における課題や問題は、まだまだ山積されていると思うので、今後も引き続き、児童生徒や御遺族の皆様の心に寄り添える教育現場の構築に努めてほしい。

遠藤委員

防災に関する研修体制の構築、そのような研修内容の学校現場における防災計画への反映が不十分であったとの内容も記述されていたと思う。学校現場では様々な問題に対応しており、先生方は、防災教育に限らず様々な部分に対する教育に取り組んでいると思うが、各種研修を受講した場合には、学校内の教職員で情報共有した上で、取り組んでいく必要があると思う。校長会や教頭会、あるいは研修や会議等、教職員が一堂に会する様々な機会を捉え、各学校において、研修で学んだ内容を防災計画やマニュアルに反映させるような一歩進んだ研修の深化に取り組んでほしい。

教育長

提言の中には、研修の充実、受講内容の実効性に触れた趣旨も記載されており、我々としても重要なポイントであると認識している。本県では、全国に先駆けた取組として、全学校に防災主任を配置している。大震災発生前は、様々な研修の中に防災に関する部分を含めていたが、特に、専任となる防災担当者を学校に配置することも決めていなかったため、どうしても研修した内容を徹底するという部分が不足していたのではないかと反省している。それらを解消するため、震災後に各学校に防災主任を配置し、学校における防災教育の位置付けとして、まず子どもたちの命を守ることを前提に防災体制の構築に努めてきたところである。防災主任は、学校の防災教育の中心的な役割を担っており、当然ながら防災教育に関する研修会へ参加する機会も多くなるので、そこで学んだ内容を基本として、各学校の防災教育を推進していただき、必要に応じた防災教育や体制の改善にも取り組んでいただくこととしている。そのような実効性のある取組を進めていくよう努めてまいりたいと考えている。

佐竹委員

宮城県では、現時点で想定される災害に関するマニュアルを作成したと思う。今後、日本全国で起こりうるかもしれない災害に対し、最悪な事象を想定した防災体制を確立するとともに、そのような災害に即座に対応できるよう、防災主任だけではなく教職員全員が共通認識の基で対応することのできるような訓練等に取り組んでいただきたい。最近では、想像を超えた自然災害が発生しているが、そのような災害にも対応できるように体制の構築を進めていただきたい。

教育長

委員御指摘のとおりであり、防災主任となった教職員一人に任せるような体制ではなく、すべての教職員が対応できる体制を構築してまいりたい。今回の大川小学校の事故では、校長不在の体制の中で、教頭を中心とした教職員がどのような形で行動すべきであったのか、このことは、今後の防災教育の中で大きな教訓になると考えている。校長や教頭が不在、あるいは防災主任が不在となることは、学校現場では想定できる。そのような状況の中で、災害が発生した場合、残された教職員が最善な行動を尽くすということが重要となる。最悪の事態を想定し、どうすれば最善を尽くすことができるかを議論し、実際に行動できる教職員である必要がある。様々な研修の機会を通して、各学校現場の中で深い議論をすることにより、真の危機管理体制を構築することができると考えている。

佐竹委員

学校の体制が万全であれば、地域の皆さんは、安心して学校に避難できるはずである。地域も巻き込んだ防災体制となるような教育現場であってほしい。

(2) 県独自の「学力調査」の計画中止を求める請願への対応について

(説明者：教育長)

2月12日付で、宮城県教職員組合から提出されました請願に関し、県教育委員会としての考え方に

ついて、御報告申し上げます。

資料は、2ページから3ページである。

資料2ページを御覧願いたい。この請願は、資料に記載のような理由から、来年度に計画している宮城県独自の学力調査を中止することを求めているものである。

本県独自の学力調査は、児童生徒の学力の状況の把握と指導法の改善のためのPDCAサイクルを構築し、児童生徒の学力向上に資することを目的としており、序列化や過度の競争を強いるものではない。

県教育委員会では、この独自の学力調査を児童生徒一人一人に確かな学力を身に付けさせるための重要な施策と捉えており、平成26年度から市町村教育委員会と連携を図り、実施してまいることとしている。

請願者に対しては、以上のような内容で回答したいと考えている。

本件については、以上のおりである。

(質 疑) | (質 疑 な し)

10 専決処分報告

(1) 第346回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：教育長)

第346回宮城県議会議案に対する意見について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから6ページである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年2月17日付けで第1次追加提出分について、2月26日付けで第2次追加提出分について、知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、それぞれ同日付けで専決処分し、異議のない旨回答したことについて、同条第2項の規定により報告するものである。

はじめに、「予算議案」であるが、資料4ページの「第346回宮城県議会（追加提出分）提出予算議案の概要」を御覧願いたい。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち教育委員会分として、11,302,828千円を減額計上している。

次に、「2 補正予算の主な事業内容」であるが、登米総合産業高等学校に係る再編統合施設整備に係る工事費等の増額、被災児童生徒就学支援事業の補助金交付額の増額が見込まれたことから、それぞれ不足分の経費等を増額計上している。また、教職員の給与等及び退職手当の支給見込額並びに高等学校等育英奨学資金貸付事業の執行見込に伴う経費等を減額計上している。

次に、「3 債務負担行為」であるが、ライフル射撃場の指定管理者への指定管理料について、新たに必要期間及び限度額を措置する外、既に議決を受けている県立高等学校の大規模改造事業の工事に伴う仮設校舎賃貸借や図書館情報ネットワークシステム開発等業務委託等3件について、工事期間の延長等や消費税率の引き上げの影響に伴う設定期間の延長や限度額を変更するものである。

次に、資料5ページを御覧願いたい。「4 繰越事業」であるが、高等学校建設事業、特別支援学校建設事業及び東日本大震災に係る高等学校災害復旧事業等について、所要の額を計上している。

次に、資料6ページを御覧願いたい。「予算外議案の概要」について、議第159号議案及び議第160号議案の「工事請負変更契約の締結について」は、平成27年度に移転新築予定の拓桃医療療育センター及び拓桃支援学校の電気工事等に係る請負変更契約の締結について、それぞれ地方自治法の定めるところにより議会の議決を受けようとするものである。

本件については、以上のおりである。

(質 疑) | (質 疑 な し)

11 議 事

第3号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第3号議案について、御説明申し上げます。

資料は、4ページから13ページである。

資料5ページを御覧願いたい。「1 改正の内容」の「(1) 本庁関係課室の再編等に係る改正」については、これまで高校教育課で分担してきた高校教育改革の推進等に係る事務を教育企画室で一体的に行うこととするため、高校教育課改革推進班を廃止し、第13条に規定する高校教育課の分掌事務の一部を第8条の2に規定する教育企画室の分掌事務へ移管することとして、所要の改正を行うものである。また、行政の情報化の推進が重要な課題となっていることを踏まえ、教育企画室に情報化推進班を新設し、教育行政に係る情報化に関する事務を一元的に所管するため、第8条の2に分掌事務を加えるものである。

次に、「(2) 県立学校の廃止及び新設等に係る改正」については、今月末をもって閉校する女川高等学校、平成26年4月に開校する小松島支援学校について、その廃止及び設置に伴う関係規定の改正を行うもの、また、美田園高等学校の位置を現所在地である名取市に変更することについて、所要の改正を行うものである。

なお、改正規則は、本年4月1日から施行することとしており、その内容は資料6ページから8ページに記載のとおりである。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(質 疑) (質疑なし)
委 員 長 (委員全員に亙って) 事務局案のとおり可決する。

第4号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第4号議案について、御説明申し上げます。

資料は、14ページから17ページである。

資料15ページを御覧願いたい。「1 改正の趣旨」であるが、これまでは教員採用候補者選考に係る審査資料の一つとして、出願者に健康診断書の提出を求めていたが、出願者の選考時に確認が必要な健康状態については、第2次選考で実施している個人面接等で確認することにより、その代替が可能と判断されるため、出願者の負担軽減を図る観点から、その提出を不要とすることとして、「2 改正の内容」に記載のとおり所要の改正を行うものである。

なお、選考の結果決定した採用候補者の健康状態については、採用手続の際に提出される健康診断書により、その確認を行っているところである。また、改正規則は、本年4月1日から施行することとしており、その内容は資料16ページに記載のとおりである。

本件については以上のとおりであるが、人事委員会における職員の採用手続においても、本件と同様の理由で本年度の採用選考の提出書類から健康診断書を不要とされている。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(質 疑) (質疑なし)
委 員 長 (委員全員に亙って) 事務局案のとおり可決する。

第5号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

教育職員の免許状に関する規則の一部改正について、御説明申し上げます。

資料は、18ページから76ページである。

資料19ページを御覧願いたい。「1 改正の趣旨」の「(1)」であるが、認定こども園法の改正により、学校教育と保育を一体的に提供する新たな「幼保連携型認定こども園」が創設され、その職員は幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有することが原則とされた。そのため、両方の免許・資格併有の促進を目的として、教育職員免許法が改正され、保育士に対する幼稚園教諭免許状の授与に当たって、保育士としての勤務経験を評価することで、免許取得に必要な単位数を8単位まで軽減する特例制度が創設された。このことに伴い、免許状の授与に係る手続きを改正するものである。

なお、この制度は、教育職員免許法により終期が定められている期限付きの制度である。

次に、「2 改正の内容」の「(1)」であるが、この特例制度により、幼稚園教諭免許状の授与を受けよ

うとする者に提出を求める書類で、既に本規則で定めているものの外、この制度のために別に必要となる「実務に関する証明書」を新たに定めるものである。

その外、「1 改正の趣旨 (2)」及び「2 改正の内容 (2)」に記載のとおり、免許状の出願手続きを簡素化して出願する者の負担を軽減することを目的として、免許状の授与を受けようとする者に提出を求める書類の内容及び様式を整理することとしている。

なお、改正規則は、本年4月1日から施行することとしており、その内容は資料20ページから46ページに記載のとおりである。また、資料45ページに記載している「附則」のとおり、本規則の改正前の様式で作成された書類が、改正後も有効となるよう経過措置を定めることとしている。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(質 疑) (質疑なし)
委 員 長 (委員全員に囚って) 事務局案のとおり可決する。

第6号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について、御説明申し上げます。

資料は、77ページから85ページである。

資料78ページの改正規則を御覧願いたい。本件については、先ほど御審議いただいた第5号議案の規則改正に併せ、関係する様式の「本籍地」等の項目を資料に記載のとおり改正するものである。

なお、改正規則は、本年4月1日に施行することとしている。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(質 疑) (質疑なし)
委 員 長 (委員全員に囚って) 事務局案のとおり可決する。

第8号議案 県立学校の管理に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第8号議案について、御説明申し上げます。

資料は、91ページから94ページである。

資料92ページを御覧願いたい。「1 改正の趣旨」については、平成25年1月に学校教育法施行規則が改正され、公立学校において、設置者が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることが明確とされた。また、土曜日等の授業の実施は、子どもたちの土曜日等における教育環境の充実を図るための方策の一つとして位置付けられており、土曜日等の授業の外、各学校や地域の実情に応じ、総合的な観点から教育環境の充実に取り組むことが期待されているところである。

これらの改正等を受け、本県においても県立学校で土曜日等に授業を実施できるよう、県立学校の管理に関する規則について所要の改正をするものである。

次に、「2 改正の内容」であるが、これまで休業日に授業を実施する場合には、児童・生徒の代休日を設定する必要があったが、改正後は、第5条に規定している学校の休業日のうち祝日と日曜日及び土曜日に児童・生徒の代休日を設定せずに、教育課程内の正規の授業や学校行事等の特別活動を実施する場合について、教育の実施上必要がある場合は、校長が、あらかじめ教育委員会に届け出ることによって授業が実施できるよう新たに規定するものである。

なお、改正規則は、本年4月1日から施行することとしており、その内容は資料93ページに記載のとおりである。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(質 疑)
伊 藤 委 員 長 今回の改正により、学校の地域や実情に応じ、土曜日等の休業日に授業を実施することとなり、地域との連携等を高めるためには大変必要になるのだろうと思うが、その最終的な判断は、各学校長の権限で行われるのか。

- 高校教育課長 委員御指摘のとおり、各学校では、地域の実情、保護者や生徒の要望等を踏まえ、土曜日に授業を行うか、あるいは学校行事を行うかなど、様々な選択肢がある中で、授業日として扱うかを判断することとなる。その実施に当たっては、休業日に授業を実施することなどを教育委員会に届け出た上で、実施内容等を確認し承認することとなる。これまでの5日間の中で実施していた教育活動を6日間の中でカリキュラム編成できるため、学校現場での“ゆとり”ができることや、あるいは休日ならではの地域の教育資源の活用として社会人講師等を招いた活動ができることなど、幅広い教育活動に取り組んでいけると考えている。
- 伊藤委員 地域には多方面の分野に精通した方々が多数いるはずであり、そのような方々には、何らかの形で学校現場に関わっていただきたいと思う。各学校では、そのような方々をいかに発掘して連携し、協力していただけるか、新たに予算を確保する事業ではないため、この取組の成果が現れるよう努めていただきたい。
- 佐竹委員 土曜日等の授業の実施は、これまでの5日間の活動時間が分散されるため、学校現場における授業時間を確保する観点から非常に良い取組だと感じている。それ以外にも、平日は学校行事に参加できなかった方々も気軽に参加できる良い機会となるのではないかと思う。今回の授業実施は月2回の制限はあるものの、柔軟な教育活動の展開が期待できる取組であることから、子どもたちの教育に何が一番適しているのか模索しつつ、それを充実させていくような取組となるよう努めていただきたい。その一方で、これまでの5日間の授業に移行した際には、授業時間が長くなったため、部活動の時間が減り、宿題も増えたということもあったと聞いている。今回の土曜授業の実施により、1日あるいは半日の変動があることで、学びに対する子どもたちの考え方や受け取り方も変化する場合もあると思う。そのようなことも念頭に置きながら、学校現場においては、良好な教育環境を構築していくよう前向きに取り組んでいただきたい。
- 奈須野委員 土曜日の授業実施について、保護者の視点とすれば、良い面も悪い面もあるのではないかと思う。また、実施に当たり、学校長が教育委員会にあらかじめ届け出るとされているが、これは、4月に実施する場合は事前に届けるということなのか、それとも1年間を通じた年間計画として届け出ることとなるのか。家庭や地域との連携が出てくると思うが、教育委員会が認可する期日等についてはどう考えているのか。
- 高校教育課長 県立学校については、例年3月に翌年度の年間計画を届け出ているが、その際に、土曜授業を実施するのであれば、併せて届けていただくこととしている。
- 佐竹委員 例えば、受験生のいる家庭では、志望する高校で土曜日授業が実施される計画があるのかなど、前もって把握することができることとなるのか。
- 高校教育課長 高校の新1年生に対しては、学校説明会等の機会を通じ、学校から年間の行事予定表が配付されている場合が多く、その際に、入学前の年間計画と新年度の年間予定表も配付されている。今年は、平成26年4月から改正することとして提案しているため、土曜日授業が予定された年間計画は存在しない。また、平成27年度には、募集時点で年間予定を周知することができるのではないかと考えている。
- 委員長 (委員全員に因って) 事務局案のとおり可決する。

1.2 課長報告等

(1) 宮城県教育振興基本計画第2期アクションプラン(案)について

(説明者：教育企画室長)

宮城県教育振興基本計画第2期アクションプラン(案)について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから7ページと別冊「第2期アクションプラン(案)」である。

資料1ページを御覧願いたい。まず、「1 策定の趣旨」について、平成22年3月に策定した「宮城県教育振興基本計画」の着実な推進を図るため、実施する施策を具体的に示す「アクションプラン」を振興

計画と合わせて策定し、これまで第1期アクションプランとして平成22年度から平成25年度までの4年間実施してきたところであるが、今年度をもって第1期が終期を迎えることから、新たに第2期アクションプランを策定したものである。

なお、本日お示ししている第2期アクションプランについては、平成26年度の当初予算と関連しており、現在開会中の2月議会の議決を経て確定となるため、現段階では案としている。

次に、「2 計画期間」であるが、第2期アクションプランは、県の「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画【再生期】」の計画期間に合わせて、平成26年度から平成29年度までの4年間としている。

次に、「3 第2期アクションプランの構成」であるが、資料のとおりⅠからⅢの3つの構成に分かれており、「Ⅰ はじめに」では、振興計画やアクションプランの策定の趣旨を記載しているほか、「Ⅱ 宮城県教育振興基本計画の進捗状況及び第2期アクションプランの方向性」では、今年度実施した振興計画の点検評価の結果等を踏まえ、計画全体と6つの基本方向の進捗状況や第2期に向けた方向性を記載している。最後の「Ⅲ 施策の推進」では、6つの基本方向別に「取組の内容」、「重点的取組の目標指標」、「各取組を推進する事業」等を記載している。

次に、「4 宮城県教育振興基本計画の進捗状況及び第2期アクションプランの方向性」であるが、まず、今年度の点検評価の結果等を踏まえた振興計画の進捗状況としては、1点目として、震災により児童生徒の学力、体力・運動能力の低下が懸念されていること、不登校児童生徒が増加傾向にあることなどから、計画全体の進捗状況はやや遅れていると捉えている。そのため、2点目として、第2期アクションプランでは、第1期の取組や目標を継承する一方、国の第2期教育振興基本計画や宮城の将来ビジョンや震災復興計画の取組と整合性を図りながら、震災等を踏まえ生じた新たな課題や第1期から持ち越された課題の解決に必要な事業に注力してまいりたい。

次に、「5 主な目標指標と掲載事業」について、まず、「(1) 目標指標等の数」であるが、第2期では31の指標を設定している。この目標指標については、指標の多くが第1期からの継続となるが、県全体の「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画【再生期】」や「知事マニフェスト」等を踏まえ、3つ指標を新規に設定するとともに6つの指標を変更している。

次に、「(2) 掲載事業の数」であるが、再掲事業を除く318事業を掲載しており、うち第2期からの新規・組替事業は17事業となる。

次に、「(3) 平成26年度当初予算額」であるが、再掲事業分を除き、全体で51,007,282千円であり、前年度当初と比べ約35億円の増額となっている。

資料2ページを御覧願いたい。2ページから7ページにかけて、6つの基本方向別に実績や今年度の点検評価等を踏まえた進捗状況を掲載するとともに、第2期アクションプランに向けた方向性や事業数、予算額、主な目標指標、掲載事業を掲載している。ここでは、特に基本方向別に新規・変更があった主な目標指標や掲載事業について御説明申し上げる。

まず、「基本方向1 学ぶ力と自立する力の育成」では、その方向性として、震災以降、子どもたちの教育環境が大きく変化したことから、県独自の学力・学習状況調査を実施するなど、より一層の学力向上、学習習慣の形成に向けた取組を強化するほか、医師を目指す生徒等の高い志を持った生徒への支援や学校のICT化等、単なる復旧にとどまらない地域や時代のニーズに応じた質の高い教育を提供してまいる。また、目標指標として、「(1) 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進」に設定していた「体験活動、インターンシップ等の参加人数」の指標を、「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画【再生期】」や「知事マニフェスト」を踏まえ、「体験活動、インターンシップ等の実施校率」に変更するとともに、「(2) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長」に「県立高校における無線LAN整備率」を新たに設定している。さらに、新規事業として、「(2) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長」において、学力の向上に向け、小中学生を対象に県独自の学力調査を行う「宮城県学力・学習状況調査事業」を実施するほか、「(5) 時代の要請に応えた教育の推進」において、モデルとなる高校にタブレット端末や無線LAN環境を整備し、ICT教育に関する実践研究を行う「みやぎフューチャースクール事業」を実施することとしている。

資料3ページを御覧願いたい。「基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」では、その方向性として、不登校児童生徒が増加傾向にあるほか、子どもたちの体力・運動能力の低下が懸念されてい

ることから、関係機関と連携し、よりきめ細かな心のケアに取り組むほか、体力・運動能力の向上に向けた取組を一層推進してまいる。また、防災主任の配置や防災教育副読本の作成・活用、平成28年度に開設する多賀城高校への災害科学科の開設準備などを進め、防災教育の一層の充実に取り組んでまいる。また、目標指標として、「(2)健康な体づくりと体力・運動能力の向上」に設定していた「児童生徒の体力・運動能力調査で過去7年間の最高値を超えた項目の割合」の指標を、平成24年12月に策定した「宮城県スポーツ推進計画」を踏まえ、「児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離」に変更している。さらに、新規事業として、「(4)食に関心を持ち、元気な子どもの育成」において、学校給食の備品を整備する「学校給食備品整備事業」や食材の放射能測定を行う「学校給食の安全・安心対策事業」を実施することとしている。

資料4ページを御覧願いたい。「基本方向3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進」では、その方向性として、特別支援学校における居住地校学習の更なる推進やセンター的機能の充実を図るとともに、教員の専門性の向上を図ってまいる。また、支援を必要とする児童生徒の増加や特別支援学校の狭小化、国が推進するインクルーシブ教育システムの構築に向けた対応等、新たな課題が出てきていることから、今後新たに策定する将来構想での検討を踏まえ、的確に対応してまいる。また、新規事業として、「(1)一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」において、従来の「特別支援教育システム整備事業」を組み替え、インクルーシブ教育に係る実践研究を行う「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を実施することとしている。

資料5ページを御覧願いたい。「基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり」では、その方向性として、引き続き学校現場が求める喫緊の課題に対応した研修の実施や、被災した学校施設の復旧再建、被災児童生徒への就学支援等に取り組むこととしている。そのほか、自主的・主体的な学校運営への支援や学校評価制度の充実、インターンシップなどの学校外の資源を活用した教育活動の充実を図ってまいる。また、新規事業として、「(1)教員が学び続けるための体系的な研修の推進」において、教職員を対象に児童生徒の心のケアに関する研修を行う「心のケア研修事業」を実施するほか、「(6)「学習環境の整備充実」において、非課税世帯の高校生を対象に教科書や教材費等の支給を行う「高等学校等修学支援事業」を実施することとしている。

資料6ページを御覧願いたい。「基本方向5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり」では、震災により子どもたちの生活習慣の乱れが一層懸念されていることから、「ルルブル」運動を企業と連携を図りながら積極的に推進するなどにより、基本的な生活習慣の定着促進と家庭教育支援の一層の充実を図るとともに、震災からの地域コミュニティの再生も視野に入れながら、防災等への取組を通じた学校と地域の連携体制の強化などに取り組んでまいる。そのほか、「みやぎ教育応援団」の拡充を図りながら、学校における活用を促進させ、地域や企業等と連携した学校支援の一層の充実に取り組んでまいる。また、目標指標として、「(1)親の『学び』と『子育て』を支える環境づくり」において、子どもの基本的な生活習慣の定着の成果を図る指標として、従来の「朝食を欠食する児童の割合」に加え、新たに「平日、午後10時より前に就寝する児童の割合」と「平日、午前6時30分より前に起床する児童の割合」を設定している。そのほか、子育てサポーターリーダーの数が市町村によって偏っていることから、この改善の成果を図る指標として、従来の「子育てサポーターリーダーの養成数」から「目標とする数の子育てサポーターリーダーが養成された市町村の割合」に変更している。さらに、「(2)地域と学校の協働による学校支援の仕組みづくり」に設定していた「学校と地域が協働した教育活動に取り組む小中学校の割合」の指標を、「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画【再生期】」や「知事マニフェスト」を踏まえ、「学校教育を支援するみやぎ教育応援団の登録数」に変更するとともに、従来の「協働教育コーディネーター養成研修会参加者数」の指標を、協働教育の成果を図るより適切な指標として、「協働教育推進協議会等を設定している市町村数」に変更している。

資料7ページを御覧願いたい。「基本方向6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」では、その方向性として、引き続き被災した社会教育施設や文化財等の復旧、県民の生涯学習活動や文化芸術・スポーツ活動への支援に取り組むほか、平成29年度に本県で開催される全国高等学校総合文化祭や全国高等学校総合体育大会に向けた準備等を進めてまいる。また、目標指標として、「(1)地域をつくる生涯学習・

文化芸術の推進」に設定する「みやぎ県民大学講座における受講者数」の指標を、生涯学習の成果を図るより適切な指標として、「みやぎ県民大学講座における受講率」に変更している。さらに、新規事業として、「(1)地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進」において、宮城県美術館にLED照明等を整備する「美術館照明設備整備事業」を実施していくほか、「(4)競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実」において、老朽化している県有体育施設の整備等を行う「県有体育施設設備充実事業」や、宮城県を含めた南東北3県でのインターハイ開催に向けた「平成29年度全国高等学校総合体育大会開催事業」等を実施することとしている。

平成26年度は、県の震災復興計画における「再生期」のスタートとなる年であることから、この第2期アクションプランに掲げる事業を着実に実施し、振興計画に掲げる施策の総合的かつ体系的な推進に取り組むとともに、教育の分野における創造的な復興に取り組んでまいらる。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員

1点目は、7ページの「基本方向6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」の「みやぎ県民大学講座における受講率」についてである。実は、宮城県美術館でミュージアム展が開催されていた際、歴史と装飾関係に関する講座を受講してきたが、講座の内容も充実しており、また、各講師の分かりやすい説明により、非常に勉強になった。その講座の定員は60名であったが、実際には、定員以上の受講者がいたのではないかと思えるほどの盛況であり、関心を引くような周知活動が展開されていたのではないかと感じた。そのようなこともあり、「みやぎ県民大学講座」の受講率は、安価で質の高い教育を受けられることや講座の内容等を幅広く周知することにより、その目標値への到達、あるいは、さらに高い数値となることができるのではないかと思う。是非、より多くの県民に参加していただけるような周知に努めていただきたい。

2点目は、6ページの「地域コーディネーター及び学校ボランティア養成研修会」や「インターンシップ」についてである。この施策は、地域に潜在している人的な資源を有効活用することにより、より一層の効果が期待できるのではないかと思う。また、それに参加いただいた方々の姿を保護者や子どもたちが感じとることができれば、地域全体に与える効果も非常に大きいのではないかと思う。各学校においては、校長先生を始め、各教職員の力量による部分も大きいと思うが、その成果を必ず実感できるはずであるので、積極的に取り組んでいただきたい。

3点目は、4ページの「障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進」についてであるが、これは、広汎性発達障害のことも考える必要がある。ここには直接記載されている部分はないが、各学校には、広汎性発達障害の子どもが一定の割合で存在しているのではないかと思うが、なかなか周囲で気付きにくい部分がある。その子どもたちに対しては、周囲の子どもたちとのトラブルが生じる前の早期に対応することにより、学校内における環境を整えることができると聞いているので、その充実をお願いする。しかし、実際には、マンツーマン的な対応を余儀なくされているはずであり、対応する先生方の人員不足もあるため、なるべく早期に対応してほしい。

生涯学習課長

「みやぎ県民大学講座」については、複数の講座に分かれており、委員が受講したのは、図書館や美術館等の県の教育施設で行う専門講座であり、参加人数が多くなっている傾向にある。その一方、高等学校や大学の開放講座は、それらに比べるとやや低調な傾向が見られる。それらの傾向を分析すると、図書館・美術館であれば、興味のある方に直接訴えかけることができるとともに、各機関での安定的な広報活動を展開することができるため、効果的に周知することができる。そのような部分も踏まえ、様々な開放講座や出前講座を企画しているので、これまで以上に積極的に周知することとし、受講者の増加に取り組んでまいりたい。

特別支援教育室長

委員御指摘の3点目については、別冊の26ページを御覧願いたい。一番上の「発達

障害早期支援事業」について、今年度は11市町村を指定したところであるが、来年度は20市町に拡大することとしている。また、この事業は、来年度末で事業の終期を迎えることとなるが、発達障害はもちろんのこと、障害のある子どもたちに幅広く対応するため、現在、その見直し作業を進めており、今後、体制を整備してまいりたい。

遠藤委員
生涯学習課長
遠藤委員
生涯学習課長
遠藤委員

この講座の受講率とは、何に対する割合であるのか。

各講座の募集定員に対する受講者の割合である。

現在の受講率は60%程度であるが、その目標値が85%と理解して良いか。

そのとおりである。

6ページの子育てサポーターリーダーが養成された市町村の割合について、市町村に偏りがあるため、その母数を養成者数から市町村数に変更したとのことであったが、それ以外の理由はないのか。

生涯学習課長

子育てサポーターリーダーについて、養成者数を基準とした場合、A町では多く養成がされているが、B町では少なくなるといった事例があった。サポーターの基本的な活動拠点は公民館であるため、サポーターを養成している市町村を基準にすることで、そのような偏りを解消することとした。単なる人数による割合では、人数が不足しているのか把握しかねたため、そのような指標に変更した。

遠藤委員

伊藤委員からも御指摘のあった広汎性発達障害の関連となるが、4ページのインクルーシブ教育システムとはどのような事業であるのか。

特別支援教育室長

インクルーシブ教育システム構築モデル事業は、主に5点の項目で構成している事業である。1点目は、白石市をモデル地区とした早期からの支援体制をどのように策定すべきか、2点目は、宮城県がこれまで進めてきた「共に学ぶ教育」、「居住地交流」について、これを互理地区と山元地区の小中学校及び山元支援学校で行うこと、3点目は、石巻地区西部の小学校5校と中学校3校の計8校で、この地域の多くの方々や施設等の協力をいただき、障害のある子どもたちが地域で学ぶシステム作りを行うこと、4点目は、その学校をサポートするため、特別支援学校のセンター機能を高めることを狙いとしたモデルスクールとして、石巻支援学校を指定し取り組んでいくこと、5点目は、栗駒南小学校をモデルスクールとし、小学校において、障害のある子どもが障害のない子どもとともに学んでいくため、どんな配慮をすべきかなど、合理的配慮のモデルスクールを構築することの5点である。

伊藤委員

本日は、宮城県政だよりの3・4月号を持参した。今回の特集である「2 元気いっぱい 夢いっぱい 瞳かがやく『みやぎっ子』を育てるために」については、とても読みやすく、そして、分かりやすい図解で説明されており、就学前の子どもがいる保護者にとっては、有効な教科書的な資料であると思う。また、本日の報告案件であるルブルの取組についても、3月中にDVDを配布することなども誌面に記載されている。このような媒体を活用した県民への周知は、一つの有効な手段であるため、引き続き施策等のPRに役立てていただきたい。

奈須野委員

「基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」の中に、不登校についての記載がある。いじめに関しては、昨年度から県主体のフォーラム等を開催していたが、この不登校に関しては、県主体で、何らかの取組を進めていく予定はあるのか。

義務教育課長

不登校への対応としては、昨年度に問題行動調査を行い、県内4か所で各小中学校の校長や教頭を対象とした緊急会議を開催した。その会議において、不登校に対する対応に関する早期発見・早期対応のチェックリストの活用を提案し、各学校で取り組んでいただいております。月例報告の集計結果を分析すると、中学校でやや減少傾向にあることから、その成果が現れてきているのではないかと考えている。

佐竹委員

アクションプランの達成度については、A・B・Cの3段階の評価で記載されており、そのうち「C」の評価が付されている項目では、一番重要な基本となる部が抜けている

のではないかとと思われる。例えば、先ほどの不登校の問題もそうであるが、以前から問題視されている項目であり、宮城県でも大きな問題となっている部分である。そこに震災の影響が関係しているのか不明であるが、一番重要な精神面へのケアにも配慮しつつ、今後の計画期間における達成度の向上に向け、引き続き取り組んでいただきたい。また、目標指標のうち就寝時間や朝食を欠食する児童の割合について、その対象を小学6年生としたのは何か意図があるのか。

教育企画室長
佐竹委員
教育企画室長

全国学力調査の中で、一斉に調査しているためである。

目標値は、全国平均値と宮城県の状況を対比し、設定しているものと考えて良いか。

朝食を欠食する児童の割合について、平成17年度の実績値は4.4%であり、この数値の概ね半分の2%まで減少させることを目標に設定したものである。しかし、その目標値には到達していないため、引き続き各種事業に取り組んでまいりたい。

佐竹委員
教育企画室長
佐竹委員

本県の過去の実績から目標値を設定しているということか。

そのとおりである。

達成度が「C」の項目は、特に力を入れて取り組んでいく必要があるが、その内容は基本的な生活習慣による部分が多く、例えば、10時前に寝る子が少ない、朝食の欠食児童が多い、あるいは不登校などである。このアクションプランでは、項目ごとに取り組んでいくべきことが明確に記載されているので、目標値である「A」に限りなく近づこう、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもたちを支えていけるような取組を進めていくことが重要となる。伊藤委員の意見にもあった県政だよりの活用やルブル体操の普及啓発など、県民にしっかりと行き渡るような周知等をお願いする。

(2) 宮城県特別支援教育将来構想審議会からの教育環境の整備に係る提言について

(説明者：特別支援教育室長)

宮城県特別支援教育将来構想審議会からの教育環境の整備に係る提言について、御報告申し上げます。

資料は、8ページから15ページである。

去る3月7日に、同審議会から教育長に対し、県立知的障害特別支援学校に係る教育環境の整備について、提言がなされたものである。

資料11ページを御覧願いたい。「はじめに」に記載のとおり、県立知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加等に対応した教育環境の整備については、他に先がけて緊急かつ最優先に推進すべき課題であるとの判断から、今回の提言がなされたものである。

資料14ページを御覧願いたい。本提言では、教育環境の整備に向けて大きく3つの方向性が示されている。

1点目は、狭隘化への対応として、「県有財産を活用した分校等の設置や複数の障害種部門の併置・併設」及び「廃校となった小・中学校の校舎や、余裕教室を活用した分校等の設置」により、児童生徒の個別の教育的ニーズに応えるための教育環境を整備することが求められている。

2点目は、軽度の知的障害のある生徒を対象とした高等部教育の充実として、「高等学園の新設や収容定員の拡大」及び「生徒の進路希望や障害の状態に対応した複数の教育課程の編成」により、障害の状態に応じた適切な進学先の確保や進路選択の拡大に向けた取組を進めることが求められている。

資料15ページを御覧願いたい。3点目は、地域資源の活用による教育力の向上として、「地域の関係機関等と連携した施設・設備の活用」及び「専門学科を有する高等学校など他の学校と連携した施設・設備の活用」により、関係機関等とのネットワークを構築し、既存施設等の相互利用の積極的な推進を図ることなどが求められている。

県教育委員会としては、この提言を踏まえ、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の更なる充実のため、狭隘化の解消等に向け、速やかに具体的な検討を進め、教育環境の整備・充実に努めてまいることとしている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)
遠 藤 委 員

特別支援教育将来構想審議会から「県立知的障害特別支援学校に係る教育環境の整備について」の緊急提言があったとのことであるが、同審議会においては、宮城の特別支援教育の基本的な理念等について、活発かつ前向きな議論を交わしていただきたい。全国的な傾向ではあるが、宮城県でも通級指導教室の対象となる子どもたちが増加しており、これまで進められてきた特殊教育では補いきれない障害のある子どもたちも存在している。各学校の現況としては、このような子どもたちが小中学校の通常学級で過ごした後、知的障害の特別支援学校高等部や高等学園に進学しており、上位の学校ほど、定員に対する生徒数が過大となっている部分があると思う。また、宮城県では、知的障害の特別支援学校で、様々な障害のある子どもたちを受け入れてきた経緯もあり、単純な知的障害だけではなく、複数の障害のある子どもたちが溢れている状態である。他県では、肢体不自由の特別支援学校に知的障害のある子どもを受け入れて対応している例もある。震災関連のニュースで、被災地の中学校では、プレハブの校舎で3年間過ごして卒業していくと報道されていたが、特別支援学校においても、教室数が不足しているため、同じようなプレハブの教室で学び、そこから巣立っていく子どもたちが多数存在しており、これからしばらく、特に仙台地区の傾向として続いていくと思われる。今後、特別支援教育について、人員や予算等の制約がある中で、どこで、どのように支援していくのか、審議会ですっかりと議論していただき、「共に学ぶ」から発展するような構想を策定していただきたい。

教 育 長

委員御指摘のとおりであると我々も認識している。審議会では、仙台地区の特別支援学校の窮屈な状況を解決することに主眼を置き、今回の緊急提言として取りまとめたいただいた。今回の提言は、県有財産を活用した分校等の設置や複数の障害種部門の併置・併設等の提言も含まれており、これまでの本県の特別支援教育の在り方の少し先を行く、緊急的かつ中長期的な内容が含まれているものと理解している。また、それらと並行して進めるべきことは、本県の特別支援教育の在り方であり、こちらの中長期的な視点の基で議論を深めていただきたいと考えている。審議会では、委員からいただいた意見も踏まえ、発達障害の子どもたちへの対応も含めた議論を展開していただきたいと考えている。

佐 竹 委 員

知的障害特別支援学校への入学について、学校側からの勧め、あるいは、保護者からの入校希望等により入学することとなるのか。

特別支援教育室長

昨年9月1日に学校教育法施行令の一部改正があり、それまでは障害の程度を表す基準が示されていた。例えば、視力がどの程度であれば支援学校が適当であるなどが示されており、これまでは、就学基準の22条の3に該当する子どもたちは、原則として特別支援学校に通うこととされ、それに該当しない子どもたちは小中学校で学ぶこととなっていた。しかし、実態としては、市町村の小中学校において、様々な配慮ができるため、そこで学ぶ子どもたちは、認定就学者として、例外的に学習することができていた。今回の法律改正では、そのような基準がなくなったため、これまでと逆転する形で、原則として小中学校で学ぶこととなり、保護者、本人の希望、あるいは、小・中学校よりも特別支援学校で自立する力や社会参画する力をしっかり身に付けたいという条件等があった場合は、認定特別支援学校就学者として、例外的に支援学校に通学することとなった。その判断については、それらの条件に加え、支援内容や体制整備の面で、小中学校と特別支援教育室学校のどちらが適当であるのか、保護者の意見や本人の希望はどうか、専門家の意見はどうかなど、それらを市町村の教育委員会が総合的に判断した上で決定する仕組みに変更されたところである。

佐 竹 委 員

知的障害に対する障害者手帳の交付では、IQの基準があったと思うが、基準ぎりぎりのIQである子どもの場合、普通の小中学校に通っても授業内容が理解できず、学校

にも行けなくなるとの事例があった。同じように、高校に進学したくてもIQが低いために諦めてしまい、四則計算もできないままの状態で中学校を卒業し、社会に出て仕事に就いており、実態として、行き場のない子どもたちが存在してしまっている状況もある。その子どもたちは、しっかりとした個別の対応があれば、ある程度の計算等も習得することができ、また、早く社会に適応したいとも考えている。つまり、そのような特別支援教育の境界線上にいる子どもたちに対する支援が、一番問題になっているのではないかと思う。そのような子どもたちは、支援学校と普通の学校のどちらで学ぶことが理想的であるのか、そのケアリングが非常に重要であると考えている。その子どもたちの通う学校を決定する場合は、適切なケアリングや意見聴取をした上で、本当に学ぶべき場所がどこであるのか、慎重に判断してほしい。今後、そのような子どもたちは増加する傾向にあると思うので、子どもたちの将来を見据えた上で、適切に判断してほしい。

教 育 長

平成19年に、すべての学校に特別支援教育コーディネーターを配置した。そのコーディネーターは、各学校における発達障害を含む境界域にいる子どもたち、あるいは、何らかの障害をもつ子どもたちを個別に指導していくことを仕事の一つにしている。一方では、そのような障害がある場合、それを必要条件として市町村教育委員会が保護者等と相談し、入学する学校を決めていくこととなるが、例えば、小学校に入学した場合には、他の子どもとは別に個別に指導する場面があって然るべきであると考えている。そこで大事なことは、学校を決めるのではなく、入学した後の特別指導の在り方であると考えている。今回の委員御指摘の実例も踏まえ、特定の学校に限った話ではなく、どこの学校でもあり得る話であるため、障害の認定の有無を問わず、気になる子どもたちに対しては、どのような個別の指導や支援に取り組むべきか、各学校内で前向きに議論できるよう体制を構築していくことが必要であると感じた。そのような視点では、学校現場に対する指導がまだまだ十分ではないと考えられることから、今後も引き続き各学校に対する指導や支援に取り組んでまいりたい。

佐 竹 委 員

一人でも多くの子どもたちが社会で活躍し、きちんとした生活を営んでいけるよう、教育に関係する全員が高い意識をもって取り組んでほしい。その子どもたちは、特に前向きで一生懸命であり、社会に貢献したいと考えている。それを見ていると、それまでの教育の在り方に疑問を抱くとともに、境界域の子どもたちは、社会から忘れられた存在になりかねないとの悲しい気持ちになってしまう。今後の教育の在り方としては、そのような子どもたちも社会で通用できる最低限のスキルを身に付けさせるとともに、すべての子どもたちが社会で活躍できる人格を形成できるよう努めていただきたい。

(3) 平成26年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る後期選抜の結果について

(説明者：高校教育課長)

平成26年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る後期選抜の結果について、御報告申し上げます。

資料は、16ページから24ページである。

資料16ページを御覧願いたい。「1 入学者選抜実施高等学校数・学科(コース・部を含む)数」については、後期選抜を実施した公立高等学校数・学科数である。

「2 総括」であるが、全日制課程においては、後期選抜の募集人数の11,419人に対し、出願者は13,771人であったが、当日159人が欠席したので、受験者数は13,612人であった。また、検査当日の受験倍率は1.19倍で、合格者は10,602人となった。

次に、定時制課程については、後期選抜の募集人数898人に対し、出願者は346人であったが、同じく11人の欠席があったため、受験者数は335人となり、受験倍率は0.37倍、合格者は296人となった。

次に、「3 第二次募集について」であるが、これは、合格者数が募集定員に満たない高校で実施することとしており、全日制課程は32校・53学科(コースを含む)で823人、定時制課程は13校・21

学科(部を含む)で602人の募集となる。出願期間は3月13日(木)から3月17日(月)までとし、検査及び発表は3月19日(水)または3月20日(木)の予定としている。

なお、資料17ページから20ページに「各学校、学科別の合格状況」を、資料21ページから22ページには「第二次募集の実施校、選抜方法等」を、資料23ページ以降には「入学者選抜に係る補助資料」をお示ししているの、後ほど御覧願いたい。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員

16ページの第二次募集について、全日制の実施校数と定員数は、32校53学科で823人となっており、例年同じような数値となっている。また、宮城県では、第二次産業である製造業等への就職に力を入れており、理数科や工業科の人気の高くなっている。その一方で、18ページの仙台三高は0名であるが、宮城一高の理数科では11名の第二次募集があり、極端な差が生じている学校もある。有数の進学校であり、偏差値も高いため、受験生が敬遠したのかもしれない。そのような選抜結果の分析について、これから作業することとなるのか、あるいは、ある程度進めているのか伺いたい。

高 校 教 育 課 長

第二次募集の人数について、昨年は36校57学科で806名である。昨年より17名増となったが、各学校を個別に比較すると、昨年から特に大きく増えた学校はない。また、募集状況の数年の傾向では、農業、工業のような専門学科に生徒が集中している。今年受験した子どもたちは、震災時に小学6年生であり、その直後に小学校を卒業して中学校での3年間を送り、今回受験を迎えた中学3年生である。震災からの復旧や復興を目の当たりにして、少なからず、目的や狙いを持ち、技能や技術の専門性を身に付けて、社会で何らかの役に立ちたい、震災復興に貢献したいなどの気持ちが表れた結果であり、理数系や専門学科を希望する生徒が増えているのではないかと分析している。理数科については、県内にも複数の学校で配置されているが、学校設立から理数科の配置まで、学校ごとの歴史に違いがある。仙台市内には、仙台三高、宮城一高、仙台南山の3校があり、元々は共学校でスタートした学校であったり、国の事業であるスーパーサイエンスハイスクールの指定を受けて取り組んでいる学校であったりするなど、様々な事由により受験者に若干の偏りがあるが、委員御指摘の倍率については、それ以上の分析は、現時点ではまだ整理されていない。

(4) 平成26年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

(説明者：高校教育課長)

平成26年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について、御報告申し上げます。

資料25ページを御覧願いたい。はじめに、「平成25年12月末」の欄であるが、今般、文部科学省から12月末現在における全国の就職内定率が発表され、その平均値は85.3%で、これに対する本県の就職内定率は87.2%であり、全国平均を1.9ポイント上回っている。

次に、「平成26年2月末」の欄であるが、2月末現在の本県の就職内定率は95.9%であり、前年同期比で0.3ポイント低下したものの、平成15年度以降の調査結果と対比すると、昨年引き続き高い水準となっている。

各学校では、既に卒業式を終えているが、特に、未内定者のいる学校に対しては、各校に配置しているキャリアアドバイザーも活用し、求人情報の提供や関係機関による各種の支援事業について情報提供するなど、きめの細かい指導に継続して取り組み、すべての就職希望者の内定実現に向けて取り組んでまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐 竹 委 員

この内定率は、ここ数年の傾向として、年々向上しているものと感じている。現場サイドでは、就職支援に対する配慮と地域・企業との連携が非常に充実してきており、先

生方の御尽力の賜物であると思う。その一方では、就職が未内定となっている子どもたちもいる。その子どもたちについては、例年6月まで内定状況を追いかけていたはずであるが、それまでに自身に見合った仕事に就いていただきたい。また、就職担当の先生方には、子どもたちに寄り添った対応をしていただき、志高く、長く勤められる就職先を一緒に見つけていただきたい。

高校教育課長

就職内定については、委員御指摘のとおり6月末までが新卒扱いとなる。また、各学校では、6月で就職指導を打ち切っているのではなく、それ以降も就職決定まで引き続き指導しているところである。

リーマンショック以降、また、震災以降は特に、経済商工観光部の雇用対策課、労働局やハローワーク、雇用者協会等から様々な御支援をいただいているところであり、そのような支援策が充実していることも内定率の向上に現れているものと考えている。その一方、ここまで内定率が向上している中で、就職先が決定していない子どもたちに対する分析も進めている。現時点で説明できる範囲では、全日制と定時制の数値を比べると極端な差があり、全日制では平均で97%を超えている。同様に、就職内定者だけではなく、パート・アルバイト等の臨時的仕事希望者を希望する割合では、定時制の割合が相当高い。また、進路未定者は、定時制の割合が高いことも見えてきた。さらに、未内定となっている定時制の生徒の多くは、小学校や中学校時代、あるいは、高校で不登校を経験していることも分かった。

そのような就職未内定者の多くは、進路も含め、学校生活や社会生活に目的や目標が見つけられずにおり、就職希望ではあるものの、積極的な就職活動を展開できていないところに決定していない理由があることが把握できてきた。平成26年度は、その部分に対する対策に年度初めから取り組んでいくことが重要であると考えている。

佐竹委員

とても分かりやすく、すっきりとした思いである。少しでも未内定者が減少するように、早急に対応できる部分は積極的に進めていただきたい。新たな取組により、多くの子どもに夢や希望を抱かせるような教育を推進していただきたい。

(5) 県有体育施設のネーミングライツの選定結果について

(説明者：スポーツ健康課長)

県有体育施設のネーミングライツの選定結果について、御報告申し上げます。

資料26ページを御覧願いたい。本年1月6日から2月7日まで公募していた「県有体育施設7施設のネーミングライツ」については、宮城スタジアムを始め、4施設に5者から応募があり、2月21日に開催した教育委員会の広告審査委員会において審査し、「1 選定結果及び愛称等」に記載のとおりスポンサー企業及び愛称等を決定した。

1番目の「宮城県総合運動公園内の総合プール」のスポンサー企業は「セントラルスポーツ株式会社」であり、愛称は「セントラルスポーツ宮城G(グランディ)21プール」、それ以降は順に、「宮城県総合運動公園の宮城スタジアム」は「全国農業協同組合連合会宮城県本部」であり、愛称は「ひとめぼれスタジアム宮城」、「宮城県仙南総合プール」は「株式会社ヒルズ」であり、愛称は「ヒルズ県南総合プール」、「宮城県長沼ボート場」は「株式会社アイエス総合」であり、愛称は「アイエス総合ボートランド」であり、ネーミングライツ料は、それぞれ記載のとおりである。また、契約期間については、4施設ともに、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間となる。

なお、未決定の3施設について、今回は応募する企業がなかったが、当面の間、引き続き募集を行っていくこととしており、それぞれ申込順に審査を行った上で、スポンサー企業等を決定することとしている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

(質 疑 な し)

13 資料（配付のみ）

- （1）教育庁関連情報一覧について
- （2）基本的な生活習慣定着促進のための「社会全体で取り組みたい『ルルブル』運動」について
- （3）第69回国民体育大会冬季大会の結果について

14 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成26年4月16日（水）午後1時30分から開会する。

15 閉 会 午後6時50分

平成26年4月16日

署名委員

署名委員